



るもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの（以下「監護等児童」という。）が二人以上である父、母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額（次条第一項及び第二項において「基本額」という。）に監護等児童のうちの一人以外の監護等児童につきそれぞれ一万七百五十円を加算した額とする。

（手当額の自動改定）

**第五条の二** 基本額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による基本額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年の）の物価指数を超える場合は、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基本額を改定する。

2 前項の規定は、前条第二項の規定により基本額に加算する額について準用する。

3 前二項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

**第六条** 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならぬ。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給期間及び支払期月）

**第七条** 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（第十三条の三第一項において「支給開始月」という。）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をするこ

るもの（以下「監護等児童」という。）が二人以上である父、母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額（次条第一項及び第二項において「基本額」という。）に監護等児童のうちの一人以外の監護等児童につきそれぞれ一万七百五十円を加算した額とする。

（手当額の自動改定）

**第五条の二** 基本額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による基本額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年の）の物価指数を超える場合は、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基本額を改定する。

2 前項の規定は、前条第二項の規定により基本額に加算する額について準用する。

3 前二項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

**第八条** 手当の支給を受けている者に至つた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

（手当の額の改定期）

**第九条** 手当は、受給資格者（第四条第一項第一号又は二に該当し、かつ、母がない児童、同

3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。（支給の制限）

（支給の制限）

**第十一条** 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、そ

の者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条

に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

**第十二条** 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する

同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につ

き被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の十月までの手当につい

ては、その損害を受けた年の前年又は前々年ににおける当該被災者の所得に関する限りは、第九条か

ら前条までの規定を適用しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部

又は一部を支給しない。

（扶養親族等）といふ。並びに当該受給資格者

下この項において同じ。）の前年の所得が、そ

の者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下

の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前

年の十二月三十一日において生計を維持したも

の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の十一月から翌年の十月

までは、政令の定めるところにより、その全部



都道府県知事等は、受給資格者（養育者を除く。）に対する生活及び就業の支援その他の自立のために必要な支援について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。（調査）

**第二十九条** 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類（当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するもの）を含む。その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童 第四条第一項第一号イ若しくは第二号イに該当する児童の父母その他の関係人に質問させることができる。

2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第三条第一項若しくは第四条第一項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。（資料の提供等）

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯しつかゝることを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

**第三十条** 都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に必要があると認めるときは、受給

資格者、当該児童、第四条第一項第一号イ若し

くは第二号イに該当する児童の父若しくは母若

しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者

の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当

該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する

公的年金給付の支給状況につき、官公署、日本

本私立学校振興、共済事業団に対し、必要な書

類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀

行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者

の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の

報告を求めることができる。（手当の支払の調整）

**第三十一条** 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたと

都道府県知事等は、必要があると認めたときは、その支払われた手当は、その後に支払うことなく、に対する生活及び就業の支援その他の自立のために必要な支援について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

**第二十九条** 都道府県知事等は、必要があると認

めるときは、受給資格者に対して、受給資格の

有無及び手当の額の決定のために必要な事項に

関する書類（当該児童の父又は母が支払った当

該児童の養育に必要な費用に関するもの）を含

む。その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資

格者、当該児童 第四条第一項第一号イ若しく

は第二号イに該当する児童の父母その他の関係

人に質問させることができる。

2 都道府県知事等は、必要があると認めたとき

は、受給資格者に対して、第三条第一項若しく

は第四条第一項第一号ハに規定する政令で定め

る程度の障害の状態にあることにより手当の支

給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母

につき、その指定する医師の診断を受けさせる

べきことを命じ、又は当該職員をしてその者の

障害の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行なう

当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し

つかつ、関係人の請求があるときは、これを提示

しなければならない。

（資料の提供等）

**第三十条** 都道府県知事等は、手当の支給に関する

処分に必要があると認めるときは、受給

資格者、当該児童、第四条第一項第一号イ若し

くは第二号イに該当する児童の父若しくは母若

しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者

の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当

該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する

公的年金給付の支給状況につき、官公署、日

本金機構、法律によつて組織された共済組合

若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日

本国立学校振興、共済事業団に対し、必要な書

類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀

行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者

の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の

報告を求めることができる。

（手当の支払の調整）

**第三十一条** 手当を支給すべきでないにもかかわ

らず、手当の支給としての支払が行なわれたと

報告を求めることができる。

（手当の支払の調整）

**第三**



**第一条** この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中国国民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項及び第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第十条、第十一条及び第十二条第二項第二号の改正規定、第三条中特別児童扶養手当法第九条、第十条及び第十一條第二項第二号の改正規定並びに附則第二条第二項、附則第三条第二項及び附則第四条第二項の規定は公布の日から、第一条中国国民年金法第三十三条第一項ただし書、第三十八条及び第四十三条の改正規定並びに附則第二条第一項の規定は同年七月一日から、第一条中国国民年金法第十八条の改正規定は昭和四十八年三月一日から施行する。

**第二条** この法律による改正後の国民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項及び第三項の規定、この法律による改正後の児童扶養手当法第十条、第十一条及び第十二条第二項第二号の規定並びにこの法律による改正後の特別児童扶養手当法第九条、第十条及び第十二条第二項第二号の規定は、昭和四十七年五月一日から適用する。

**附 則 (昭和四八年九月二六日法律第九三号) 抄**  
(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 昭和四十九年八月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

**第二条** この法律による児童扶養手当法の改正により新たに同法第三条第一項に規定する児童とされた者は昭和四十九年九月一日において現に監護し又は養育している者が、同月中にした同法第六条第一項又は第八条第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかるらず、同月から行う。

(児童扶養手当等の支払に関する経過措置)

**第五条** 昭和四十九年九月における児童扶養手当、特別児童扶養手当又は特別福祉手当の支払

（施行期日）  
**附 則**（昭和五〇年六月二七日法律第四  
七号）抄  
第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。  
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 昭和五十年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。  
この法律の施行の際現にこの法律による改正前の児童扶養手当法第四条第一項第一号に該当する児童を監護し、又は養育している者が、昭和五十年十月三十一日までにした同法第六条第一項又は第八条第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかわらず、同月から行う。  
**附 則**（昭和五一年六月五日法律第六三  
号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
第一号 第一条から第四条までの規定、第七条の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律）、(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第三条及び附則第五条の改正規定、附則第六条の二を削る改正規定、附則第八条、附則第十条及び附則第二十二条の改正規定並びに附則第二十二条の二を削る改正規定に限る。)並びに次条から附則第五条までの規定、附則第二十四条から附則第二十七条まで及び附則第三十四条から附則三十六条までの規定  
第二号 第十一条までの規定  
第三号 第五条の規定（前号に規定する改正規定及び国民年金法第八十七条第三項の改正規定を除く。）並びに第八条、第九条、附則第六条、第二項、附則第七条及び附則第九条から附則四十六条までの規定  
第四号 四から六まで 略  
第五号 第十六条及び第十七条の規定  
第六号 年四月一日

(第八条の規定の施行に伴う経過措置等)  
**第九条** 昭和五十一年九月以前の月分の児童扶養手当の額について、なお従前の例による。  
**第十条** 昭和五十三年三月三十一日までの間に、児童扶養手当法第三条第一項中「義務教育終了前」とあるのは、「昭和三十五年四月二日以後に生まれた者、義務教育終了前」と読み替えるものとする。  
2 前項の規定により児童扶養手当法第三条第一項の規定が読み替えて適用されることにより新たに同項に規定する児童とされる者を昭和五十年十月一日において現に監護し、又は養育している者が、同月中にした同法第六条第一項又は第八条第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかわらず、同月から行う。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
**第二十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
**附 則 (昭和五十二年五月二七日法律第四百八号) 抄 (施行期日)**  
**第一条** この法律は、昭和五十二年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第一条中国民年金法第六十八条の改正規定及び第三条中児童扶養手当法第七条の改正規定は同年十月一日から施行する。  
**第四条** 児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置  
**第五条** 昭和五十二年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。  
**第六条** 昭和五十二年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。  
**附 則 (昭和五五年一〇月三一日法律第八二号) 抄 (施行期日等)**  
2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。  
一及び二 略  
**三 第一条の規定 (厚生年金保険法附則第十六条第二項中「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。)による改正規定**  
後の同法第三十八条、第六十二条の二、第六

十五条の二及び附則第十六条の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第二十三条の規定、ノ七、第五十条ノ三ノ二及び第五十条ノ七ノ三の規定、第四条の規定（法律第七十二条附則第十条中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。）による改正後の同条の規定、第七条の規定（国民年金法第四十一条第二項中「三分の一」を「五分の二」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第三十九条の二、第四十一条の四、第五十八条、第六十二条第六十三条、第六十四条の二、第六十四条の五、第七十七条第一項ただし書、第七十八条及び第七十九条の二の規定、第八条の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六条の規定、第九条の規定による改正後の法律第九十二号附則第二十条の規定、第十条の規定による改正後の児童扶養手当の規定、当法第五条の規定、第十一条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条及び第十八条の規定並びに附則第十四条、附則第十五条、附則第十六条、附則第十五条、附則第三十六条から附則第三十八条まで、附則第五十一条第三項、附則第五十二条第二項、附則第五十四条及び附則第五十五条の規定（昭和五十五年八月一日）（第十条の規定の施行に伴う経過措置）

第五十四条 昭和五十五年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例によること。（その他の経過措置の政令への委任）

第五十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （昭和五六年六月一二日法律第八六号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力発生する日から施行する。

附 則 （昭和五七年七月一六日法律第六九号）抄  
この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。









(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日  
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第一百二十五条 附則第四条第三号に規定する改正前国共済法及び同条第四号に規定する改正前地共済法及び同条第七号に規定する改正前地共済施行法並びに同条第九号に規定する改正前私学共済法に基づく年金たる給付は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二十四年九月五日法律第七二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第一百四十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第一百九条の改正規定、第一百八十六条、第一百九条の二を削る改正規定、同項及び第二百七十七条第一項の改正規定、第二百七十七条及び第二百五十五条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十二条の六とし、同条の八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条の次に「旧支給要件」という。)の支給要件(以下この条において「新手当」という。)の支給要件(以下この条において「新手当」という。)に該当すべき者(第三条の規定による改正前の児童扶養手当法(以下この条において「新法」という。)の規定による児童扶養手当(以下この条において「新手当」という。)の支給要件(以下この条において「新手当」という。)に該当しない者に限る。)は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、當該各号に定める日から施行する。

規定期定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十二条第一項、第二百九十二条の二第一項、第二百九十二条の四第四項、第二百九十二条の六、第二百九十二条の八、第二百九十二条の八第二項、第二百九十二条の十三及び第二百九十二条第一項の改定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中次世代育成支援対策推進法附則第一二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 定 公布の日

二 略

三 第三条並びに附則第四条第三項及び第四項、第五条、第六条、第十一号並びに第十三条の規定 平成二十六年十二月一日

(検討)  
第二条 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至った者(旧支給要件に該当していない者に限る。)その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第一条の手続をとった者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十四条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

(政令への委任)  
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 平成二十六年十二月一日において第三条の規定による改正前の児童扶養手当法(以下この条において「新法」という。)の規定による児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置

二 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至った者(旧支給要件に該当していない者に限る。)その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第一条の手続をとった者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十四条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

(政令への委任)  
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

二 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

該新手当について新法第六条第一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとつた者が、平成二十六年十二月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかるわらず、同月から始め

3 次の各号に掲げる者が、平成二十七年三月三十日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかるわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

4 平成二十六年十二月一日において現に新支給要件に該当している者(旧支給要件に該当していない者に限り、第一項の手続をとつた者を除く。)同月

二 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至った者(旧支給要件に該当していない者に限る。)その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第一条の手続をとつた者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十四条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

5 一から九まで 略

十 第八条の規定による改正後の児童扶養手当法附則第八項 児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法

二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項

(その他の経過措置の政令への委任)  
第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金(第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。)のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

二 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至つた者(旧支給要件に該当していない者に限る。)その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第一条の手續をとつた者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十四条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

(政令への委任)  
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十六年六月一三日から施行する。

二 平成二十六年六月一三日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至つた者(旧支給要件に該当していない者に限る。)その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第一条の手續をとつた者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十四条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

(政令への委任)  
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十六年五月三〇日から施行する。

二 平成二十六年五月三〇日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至つた者(旧支給要件に該当していない者に限る。)その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第一条の手續をとつた者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十四条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

(政令への委任)  
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

二 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

一一 第一条中国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十一条の十四の改正規定、第六条から第十二条までの規定、第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一条

改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十一号)の項の改正規定並びに附則第三条及び第十七条の規定 平成二十七年一月一日から施行する。

二 前項の手續をとつた者が、平成二十六年十二月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかるわらず、同月から始め

三 次の各号に掲げる者が、平成二十七年三月三十日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかるわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

4 一から九まで 略

十 第八条の規定による改正後の児童扶養手当法附則第八項 児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法

二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項

(その他の経過措置の政令への委任)  
第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金(第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。)のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

二 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至つた者(旧支給要件に該当していない者に限る。)その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第一条の手續をとつた者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十四条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

(政令への委任)  
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十六年六月一三日から施行する。

二 平成二十六年六月一三日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至つた者(旧支給要件に該当していない者に限る。)その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第一条の手續をとつた者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十四条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

(政令への委任)  
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十六年五月三〇日から施行する。

二 平成二十六年五月三〇日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至つた者(旧支給要件に該当していない者に限る。)その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第一条の手續をとつた者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十四条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

(政令への委任)  
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

二 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日



を除く。)の規定にかかわらず、同年十一月に支払うものとする。

(罰則に関する経過措置)

**第七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

**第二十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

**ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条のイ及びロ 略**

**ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定(二千五百万円)を「八百万円」に改める部分に限る。)**

**四、同法第九十三条の改正規定(同法第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一十条、第一百四十四条並びに第三百四十九条の規定**

**(罰則に関する経過措置)**

**第一百七十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

## 附 則 (令和二年六月五日法律第四〇号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定、同法第一百条の十第一項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十一条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四号の改正規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、同法第九十三条の改正規定並びに附則第四十二条から第四十五号まで及び附則第四十二条の二第二項第一号に規定する障害基礎年金等(次号において「障害基礎年金等」という)を受けているもの**

**二 令和三年三月一日から同年六月三十日までの間に児童扶養手当の支給要件に該当するに至った者であつて障害基礎年金等を受けているもの**その者が当該認定の請求に係る児童扶養手当の支給要件に該当するに至った日又は障害基礎年金等の受給権を有するに至った日のいづれか遅い日の属する月の翌月

**三 令和三年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。**

**(罰則に関する経過措置)**

**第四十一条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第二条** (検討) 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の年月日を定める。

状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに連関する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第二十二号)第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他の必要な事項(次項及び第四項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)**

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第五百九条の規定** 公布の日

## 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第五百九条の規定** 公布の日

**(政令への委任)**

**第一条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第五百九条の規定** 公布の日

|  |
|--|
| <p><b>(命令の効力に関する経過措置)</b></p> <p><b>第三条</b> 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。</p> <p><b>(罰則の適用に関する経過措置)</b></p> <p><b>第四条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>(政令への委任)</b></p> <p><b>第九条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。</p> |
|--|

|   |
|---|
| <p><b>附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号)抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p><b>一 略</b></p> <p><b>二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (令和四年法律第七十六号)</b></p> <p><b>附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号)抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定(施行日から起算して五年を経過する日)を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る)並びに附則第四十六条の規定</b> この法律の公布の日</p> <p><b>二 略</b></p> <p><b>三 第十条及び附則第十一条の規定 令和六年十一月一日</b></p> <p><b>(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)</b></p> <p><b>第十一條 第十条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条第二項及び第五条の二第二項の規定</b></p> |
|---|

定は、令和六年十一月以後の月分の児童扶養手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当の支給については、なお従前の例による。

**(罰則に関する経過措置)**

**第四十五条** この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**(検討)**

**第四十八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。